

能力担保研修の受講について

P.21～P.24の一部について、当該ホームページへの転載許諾を得られませんでした。（編集担当）

ボーダーレス時代の幕開けを実感

会員（研修生・大阪会場） 内山 美奈子

1. はじめに

私は、今回の能力担保の制度の創設について知らされた時に、現在までに多くの弁護士さんと関係した様々な出来事により感じていた多くのストレスが今後解消される方向に向うのではないかと、非常に期待をしました。知財の分野は、やはり弁護士さんに理解してもらうのに時間と労力がかかり、どうにかならないものかという思いが常にあったのです。また、著作権は弁護士でないと警告状は出せないと私達弁理士による警告を弁護士法72条違反であるとクレームされるのに、著作権をわかっている弁護士さんが非常に少なく、依頼者は困っているのが現状でした。また、知財の世界では他の一



般法と異なる政策的改正が多いため、弁護士さんの中には、随分間違っ理解されている方が多かったことも原因でした。そのため、訴訟方針がなかなか弁理士と一致しない上に、弁護士さんは訴訟のプロという意識を強くお持ちのため、言いなりにならなければ訴訟を引き受けてもらえないケースも多く、歯がゆい思いをしました。また、弁護士さんは日常的に訴訟を扱われるため、訴訟を特別なこととは捉えられておらず、紛争解決の方法としてむしろ推奨しておられるようなところがあり、訴訟にならずに済むケースであるにもかかわらず、依頼者を説得しようとはされないことが多いのも事実でした。

一方、弁理士さんの中には、以前の補佐人制度にも疑問を感じずに、この制度を気に入っているといわれる弁理士さんも多数いらっしゃいました。自分のできるところだけ参加して、最終的には弁護士さんの関与により弁護士さんの責任も発生するので、気が楽

だということのようです。

ともあれ、今回の制度をどのように捉えるかは人それぞれです。結局弁護士さんが関与しないといけないのなら、何の意味もないとか、単独代理が出来ても、怖いので単独代理はしないとされる弁理士さんもいらっしゃると思います。

2. 望んでいた訴訟形態に一步前進

多くの問題をはらんでスタートした共同訴訟代理ですが、共同代理とは言え、法廷で単独でも訴訟行為が出来る道が開けたことは、従来のように弁理士が紛争の中心から外され、充分活動できなかつた状態を解消できるようになったということができると思われま

す。また、逆に印鑑だけ付いて書類の一切切を弁理士に作成させていた弁護士さんも、今後はそのような弁理士の使い方はできないのではないのでしょうか。ということで、知財の専門家の私達にとって、その自覚をしっかりと持ち、知財については、商品の開発前から権利の取得、果ては侵害事件の処理まで、私達が全て守り抜くのだとの気概やプロ意識が必要ではないのでしょうか。

今回の制度を前向きに、私達の地位向上に積極的に結び付けていこうではありませんか。

3. 研修参加までの道のり

研修は抽選で決まると聞いていましたので、取り敢えず申し込みをすることとしました。ところが抽選に外れてしまい、「参加できません」との連絡がきました。その後中国・四国地方に空きがあるのでどうですかの問合せがありました。わざわざ遠方で受講する必要はないかと考え希望を出さなかつたところ、今度は大阪日曜コースの研修にキャンセルが出たので参加しませんかとの問合せが参りました。大阪なら早く受講しておこうかと思ひ参加することとなった次第です。法学部出身のため、法律のテープの購入や法律の基礎講座等には参加しませんでした。大学の時に使った法律書は事務所に置いていましたので、懐かしく取り出してみたのもこのころでした。

4. 大阪日曜昼間コースの研修風景

そこは、私などは日ごろあまり近寄れない程高名な先輩大先生がたくさん出席される研修となりました。

朝早くから夕方まで、お昼もやや短めの研修であり、テキストも重く、楽な研修ではありませんでした。しかし、大学の講義が丁度このようなものだった記憶があり、そのころを懐かしく思い出して受講していました。大学ではさらに5時限目の設定もありましたので、それよりは楽でした。

講師の先生方は、お忙しい中大変だったと思います（私たちはただ座って聞いているだけです）。声の大きな小松先生の講義が非常にわかり易く、実務的なこともときどき折りまぜて説明して下さるので楽しかった記憶があります。また、研修テキストやレジメにかけていただいた時間や労力が如何に大変なものであつたかということを非常に感じまして、この研修を通して、弁護士さんに対する私の印象も随分変わりました。感謝の気持ちで一杯となりました。

ただ講師の先生方が同じ事柄を説明され、限られた時間の中で膨大なテキストの網羅的理解がしにくかつたという印象があります。できればテキストを講師の先生方で分割して頂いて、説明が重複しないようにしていただくともっと良かったように思います。

研修方法としての起案形式は、訴訟における必要書類の書き方が非常によくわかり、よかつたと思います。起案で一番感じたことは、非常に書き方に幅があり、明細書等に比べかなり自由度があるなという印象を受けました。

また、研修の内容は大量で、短い研修では到底全部を理解するのは無理だという感じを受けました。実際、大学では民事訴訟法を理解するだけで2年の歳月を要していました。それゆえ予習復習をしていく予定でしたが、仕事に時間をとられ、ほとんど不可能でした。実際は研修中だけはしっかり聞き、その場でできるだけ記憶に残るように頭に刻みこむ方法を取るしかありませんでした。

試験までには、研修で使用したテキスト程度は理解し、基礎事項を記憶をしようと思っておりましたが、結局どの時点をとっても、日ごろの仕事と家事・介護等に追われ、いつの時点においても勉強時間はほとんど取れないのが実情でした。また、模擬試験以外にも毎週集まって、研修での起案を再度時間をはかつて答案を書いている先生方もいらっしゃいましたが、到底そのようなことは出来ない状況でありました。今から考えると、欠席遅刻することなく、よく研修に参加す

ることができたものだと思います。

5. 試験までの四苦八苦

大阪では模擬テストを行う、行わないで、本部との間で問題となっているようでした。結局世話役の先生方のご尽力で2回の模擬テストが実現し、参加させていただきました。添削はしてもらえませんでした。互いに答案を交換する方法で何人かの先生方の答案を見せていただけました。

他の先生の答案を見た私は、愕然としました。非常にわかり易く読み易いものに対して、私の答案は文字が並んでいるだけで、非常に読みにくく、大事な点も条文も抜け落ちているものでした。読み易さはなぜかと考えてみました。それは、項目立てしてあるということでした。

何について記載しているのかがわかるように記載すると答案が非常に読み易いのでした。当たり前のことかも知れませんが、答案を書くことだけに一生懸命になっていると、項目を忘れていくことに気づきました。また、条文がなかなかうまく記載できませんでした。どの段階で条文を入れればよいかわからなかったのです。

模擬テストは日本弁理士協同組合でも1度行われましたが、毎週毎週模擬テストを受けていると勉強する時間がなくなるので、敢えて協同組合の模擬テストは受けませんでした。

これは後でわかったことですが、弁理士協同組合の模擬テストでの債権譲渡の問題が本試験にも出て、それを受けていた方は有利だったらしいのです。その問題がうまく回答できなかった私は、ああこれで落ちたかなという印象を持っておりまして、非常に悔しい思いをしました。

たまたま問題が同一となったということでしょうが、不公平感は否めません。東京では大阪と違った模擬テスト〔通信〕があったそうで、このあたりは全国的に統一されないと、地区によって異なるのは好ましくないように思います。

6. 模擬試験により感じたこと

問題そのものが、具体的事案のため、資料も多いし、機械ものの明細書で古い公報が多く、非常に用語がわかりにくく難解でした。この試験はいかに短時間に大量の資料の中から問題の回答に必要な部分を分析抽出

でき、必要最低限の回答に結びつけられるかどうか、またそれが表現できるかどうかだろうと考え、問題をまず読んで、その問題から必要である箇所と必要でない箇所を瞬時に読み分けることに集中するようにしました。しかし、問題を一読して資料のうち、読まなければいけない資料と飛ばしてよい資料を見分けることは無理であると考え、問題資料には一通り目を通すこととし、読み飛ばすことは決してしないようにしました。研修での起案の復習も充分出来ておりませんでしたので、自宅で寝る前の11時頃から1時ごろまで研修で指導いただいた事項を意識しながら、再度起案問題の回答を書く練習を2回ほどしました。

7. 試験対策

以上のように、ほとんど勉強時間はとれなかったもので、具体的に試験対策としては、以下のような試験場での対応方法を考えました。

法的思考ができるかどうか、基礎的な条文（法律体系）が身についているかどうかを試される試験ではないかと考え、回答には出来るだけ条文を記載するにしました。あまりにも当たり前の条文であれば、記載しなくても当然であるという感じをもたれる方もいらっしゃると思いますが、どこで差がつくといえ、やはり民法や民訴の条文が記載されているかどうかではないでしょうか。しっかり条文が記載されていることで、答案全体から法的思考がなされていると感じていただけるのではないのでしょうか。また、さらに、答案では、法律用語を適用法律ごとに正確に出来るだけたくさん使うようにしました。例えば不正競争防止法の適用場面では「商標」ではなく「商品等表示」と書くなどです。そして、1通りの答案ではなく、このようにも出来るし、こう構成するとこのような主張も可能となる。というように幾とおりの考え方を示すようなことも書きました。訴えの変更のところでは、もともとこのような場合に、請求の趣旨と請求の原因にどの程度書いておくとどうなるとか、実務的に対応しやすいとかいうようなことも記載したように思います。

やはり、どのような方法でも良いと思いますが、いろいろ法的思考を巡らせているあるいは、単に問題の回答のみではなく、問題から派生する問題を意識していると感じるような答案とすることにより、他の人とは違う印象を与えることができ、差別化につながるの

ではないかと考えました。

8. 試験当日

皆さん早く会場に来て、勉強されている感じでした。25年前の論文試験のことを鮮明に思い出しました。正直研修の初日と同様になぜこのような試験を受けなければならないのかなという気持ちがしました。ある先生は、今年だめなら二度と受けないよ。といわれていました。私自身も来年再度受け直す気持ちにはならないだろうと思いました。このような1日に6時間もの試験や、研修のやり方を見ると、弁理士いじめ以外の何物でもない。という声を耳にし、まさしくその通りだと感じました。特に機械ものの明細書に限定されるのは不公平なような気がします。夫々の専門分野で勝負できるようにすべきではないでしょうか。本番の問題においては、イ号と本権では図面が別方向から表現されており、同じ○面図でも実質的意味が異なっていました。このあたりの図面の読取能力まで試されてい

るのかどうか疑問の試験でした。

9. これから受験される皆様へ

冒頭にも述べましたように、折角できた制度でありますので、前向きに、少々の問題点には目をつぶって頑張りましょう。思ったより難しくもあり、思ったより簡単でもあり……

これが私の正直な感想です。私のように債権譲渡でミスをしても合格できました。また、消滅時効を書かなくても合格された先生も居られます。法律自体は体系が身につくまでが大変ですが、概要がわかると推論もし易く、どのようにでも、理屈をつけて妥当な結論にもっていくことが出来ますので、なかなか面白い学問ではあります。

決して恐れず、かといって軽んじることなく、この試験に正面から向き合い、オールラウンドにおける真の知財の専門家を目指して頑張りましょう!!

地方受験生

会員（研修生・東京会場） **吉井 剛**

1. 私は、本年で弁理士登録20年を迎える46歳です。私の事務所は新潟県長岡市にありますので、本稿は、地方受験生という観点を中心に書いてみました。



私は、裁判実務の経験が、周囲の人に聞く限り多いのではないかと感じております。明細書を書く時間より、もしかしたら準備書面を書く時間の方が長いかもしれません。詳しくは知りませんが、能力担保研修（以下、「研修」）を受けるにあたって、くじ引きがあったと聞いており、私は「地方事務所」及び「裁判経験有の枠」の双方で優先的に「研修」を受けることができたと思っています。

特定侵害訴訟代理業務試験（以下、「試験」）について、最初は「9割合格させる。「研修」に全回出席すれば「試験」に不合格にはならない。」という情報が伝わってきており、安心していたのですが、「研修」が始まったころから情報が変わり、「一応正式な試験だから、そ

れなりに落とさない訳にはいかない。9割合格では試験ではない。」などと巷で噂されるようになり、頑張らねば、という意識に変わっていったのを記憶しております。

2. 勉強方法についてですが、事前準備を全くせず「研修」に通い始めました。

この「研修」はとにかく大変でした。というのは、新潟から通わなければならないからです。仕事がある為、まさか週2回通うわけにはいかず、日曜日の集中コース（朝10時～夕方5時）に通いました。久しぶりにこんなに長く講義を受ける為、本当に疲れました。

また、弟の副所長も「研修」、「試験」を受けたため、ダブルで費用（新幹線代）がかかりました（因みに、弟も合格させて頂きました。）。

上越新幹線は、始発から3本までは往復のグリーン料金がタダになります。4本目の新幹線でも「研修」には間に合うのですが、疲れを少しでも減らしたいのと、「研修」は遅刻・欠席は許されない（これは前評判のとおり、本当に厳しくチェックされたように思います。）、眠くても6時に起きて早い3本目までのグリーン車に乗り、5月～9月まで通いました。

前の日の土曜日は必ずといっていい程飲み会があり、朝残っているアルコールと眠気から、新幹線の中で朝ごはんのパンを食べてすぐに眠り、着いたらすぐ講義、終わるとぐったりで、行き帰りの新幹線の中では勉強どころではありません。

一日に講義される量が少なければ、行き帰りの新幹線でテキストくらい読んでおこうと思うのですが、一日の講義量が多すぎて(集中コース故に)、テキストを読む気がそがれ、結局、行き帰りの新幹線は眠るだけでした。

月曜日に東京で裁判のあるときが何回もあり(月曜日に無理して期日を入れてもらったのですが)、その時だけは弁理士会の講義の後、ホテルで少しテキストを読んだ気がします。

テキストは多く(5~6冊)、すべてのテキストを鞆に入れ、更に六法も必ず持参と言われたため、鞆が重いこともあって、本当に疲れたという記憶があります。

従って、この通学の大変さを考えると、可能なら週2回のコースにし、その都度1時間予習復習をすることがベストと思います。

また、数回、起案の宿題がありましたが、これは全く普段の仕事と同じであり、感覚として裁判が増えたという感じで、特別、苦にはなりません。

尚、日曜日の弁理士会周辺は昼食を食べる場所がなく、また、昼休み時間も少ないため昼食を持参しなければなりません。私は必ず新幹線で駅弁を買って行ったのですが、買い忘れた事もあり、このときは本当に苦労しました(昼食一つをとっても大変だったと記憶しています。)

3. そうこうしているうちに「研修」が終わり、「試験」が迫ってきました。気持ちはあせってきます。昔勉強した民法、民事訴訟法の本を引っ張り出したり、普段仕事で使用している民事訴訟法の本を机の脇に並べたりしましたが、仕事では読むものの、勉強の為に一から読むということは、やろうやろうと思ってもできませんでした(毎日と言っていい程、飲み会があり、結局、夜1~2時間、本を読む時間をとることは出来ませんでした。)

弁理士会から売り出されていた民法、民事訴訟法のビデオテープは購入していました。1ヵ月前になって、これだけは見ようと思い見始めましたが、これもかな

り時間がかかり、3倍速にして見ていたのですが、結局民法、民事訴訟法2巻までで終わってしまいました。

ラスト一週間となって、やはり勉強しようと思い、夜の付き合いを断り、夜10時頃から「研修」のテキストだけは読み始めました。

9割通るなら、他の受験生もこのテキストに始終しているから、それだけ読んで皆と同じレベルであれば通ると考え、この頃から、所謂本格的な勉強を始めたのです(しかし、弁理士試験の時を思うと、「勉強した」とはいえませんが。)

重要なところにラインマーカーを引きながら、全部読むのに4日間くらいかかったと思います。そしてラスト三日前、何を考えたのか、レポート用紙に重要なことをメモする作業を始めました。レポート用紙4枚ほどになったでしょうか(今思うと弁理士試験を思い出し、試験前にながめるものをつくりたかったという過去の経験からくる悲しい(?)本能だったと思います。この作業は、試験前日に泊まった東京のホテルでもやり続け、終わったのは夜1時頃だったと記憶しております(結局、当日このレポート用紙を眺めることは出来ませんでした。このレポート用紙は精神安定剂的に私の合格に貢献したことは間違いないと思います。)

4. 前述のように弟も受験生であり、裁判は私が担当していた為、更に私が所長という立場である為、私が落ちて弟が受かるという事態は非常に困り、実は、この点が一番気になりました。

今迄裁判書類の訴訟代理人弁護士〇〇の次に、輔佐人の私、弟の順で記載されていたものが、もし私が不合格で、弟が合格すると、弟が訴訟代理人となって私の上に記載されることになり、私が合格するまで、この順序の記載になるのです。また、「試験」に合格すれば、訴訟委任状が必要となる訳ですが、私が不合格であると、弟用の訴訟委任状のみを作らなければならなりません(私だけが、今までどおり、輔佐人選任届。)。更に、裁判は私が担当していた為、私だけが落ちたら依頼者に、裁判がわかる副所長が担当しなくて大丈夫? といわれ兼ねません。

このような、色々の不都合が起きる為、事務員からの種々のひやかしも、最初は一緒になって笑っていたのですが、テスト一週間前位から、笑いも出なくなり、一言一言が私に「グサリ」と突き刺さるようになって

きたのです。

この精神的なプレッシャーはラスト一週間の集中力につながったようで、今思うと良かったのかもしれない。

5. 以上、「勉強は何をやったのか」と聞かれれば、「研修」のみです（模擬試験は受けました。）。従って、「研修」の予習復習に力を注ぎ、宿題（起案）も、単に手の運動としてやるのではなく、自分できちんと理解してやる。この二つで大丈夫と思います。私は常に準備書面を書いていたので、それもあり「試験」の勉強になったはず。「研修」の講義で聞いたことは常に仕事としてやっていることでした。

逆に答弁の趣旨等、実務では事務員が担当するところを間違えないようにすることの方がかえって気を遣いました。一度、「研修」の宿題か模擬試験で、確認訴訟の答弁の趣旨を書かなければならなかったのですが、正確に書けず、困ったこと記憶しています。裁判実務をやっている人は、こういう点、十分注意すべきだと思います。

更に、私は今でも準備書面をペンでなぐり書きをし、事務員がパソコンで文章にします。従って、手で書くことは全く苦ではありませんでした（仲間が、普段パソコンなのでペンで何ページも書くこと自体が大変である、とよく言っていました。）。

よく仲間に、今時パソコンで直接入力していないのは君だけだと言われ、私なりにペン書きの良さを主張するのですが、理解してもらえず悔しい思いをしたのですが、今回は普段ペン書きをしていることが生きました。もし、「試験」がパソコンによる試験であったら私は間違いなく落ちていたと思います。

6. 最後に弁理士会へのお願いですが、地方受験生の為に是非便宜を図って頂きたいと思います。

私は新潟であり、上越新幹線のおかげで少しは楽でしたが、私の所属する北陸部会の他県の先生は大変です。更に、知り合いの北海道、九州の先生はもっと大変だと思います。

例えば「研修」の講義はビデオテープを貸し出したり、また、貸し出さなくてもビデオ講義の日を作り、講義時間を受験生が自由に決められる等の便宜を検討して頂きたいのです。

四国の先生が「研修」に替わる措置を実施したと聞いています。私達も新潟の弁理士4~5人で同様の計画を立て、試算したのですが、結局費用がかかり過ぎるということで、断念しました。

また、遅刻・欠席の扱いが厳しいという前評判があり、「研修」の講義に遅れたら終わり、という重圧が「研修」を必要以上に苦しいものにしていただようにも思います。

今年の不合格者数が予想以上に多いことを考えると、受験生は一層、「研修」・「試験」に神経質になります。

「遅刻欠席は正当な理由があれば認める。但し、正当な理由を会長に届けなさい。」という厳格な運用は、ある意味、遅刻欠席はダメということと理解されます（「正当な理由」は厳しく、認められても代わりに違うコースの講義を受けなければならないと聞いており、これでは実質的に遅刻欠席はダメとしか理解できません。）。従って、この運用はもう少し緩和すべきだと思います。こうするだけでかなり精神的に楽になるのではないのでしょうか。「研修」中に、退席し、少し息を抜くことが出来るように配慮しても良いように思うのですが。

余談ですが、「研修」の途中で弟は足にケガをして松葉杖が必要になったのですが、それでも休んだ時の不利益（前記のとおり、欠席理由が正当であれば休めると聞いておりましたが、休んだら「試験」に不利になるというウワサも飛び交っておりました。）を考えると、「研修」には休まず、結局、弟は松葉杖で新幹線に乗り、「研修」に出席しました。このことも結局、「研修」を休むことは罷り成らんという噂が流れていたからであると思います。

もう少し、ゆとりをもって「研修」を受けることが出来るような対処の検討をお願い致します。

東京まで「研修」の為に移動することの疲労と時間のロス、更に、仕事への影響は計りしれません。この「試験」に通っても、現時点では実質的に何も変わらないにも拘わらず、この資格をとらないと差別されるような噂があり、仕事に追われながらの地方受験生は大変なのです。東京の受験生と地方受験生の格差は想像以上に大きいことを、是非、弁理士会の方から理解して頂きたいと思います。

7. 今回の勉強で、弁理士試験以来、20年ぶりに収入

とは直接関係のない所謂「勉強」をしました。毎日飲み会ばかりだと、やはり頭が悪くなるな、と改めて感じた次第です。たまにはこういう試験もいいかな、と思ったのですが、やはり、お金をもらう仕事での本読

みと違い、今回のような純粋な勉強は集中できず、この意味でも非常に大変でした。

今は、以前と同じ状況となり、夜の飲み会に皆勤出席の毎日です。

チャレンジ

会員（研修生・東京会場） **三原 秀子**

1. はじめに

一昨年9月～12月の「民法・民事訴訟法に関する基礎研修」（基礎研修）、次いで昨年5月～9月の「特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修」（能力担保研修）、最後に昨年10月26日の「平成15年度特定侵害訴訟代理業務試験」と1年余の受験生生活でしたが、昨年末の合格発表で成果が得られたこと、嬉しく思います。



仕事が終わってから夜9時まで、ご一緒させていただいた諸先生の皆様も、合格おめでとうございます。

そして、まず始めに、紙上をお借りして、これらの研修を通じてご指導くださった担当講師の諸先生、研修の運営にご尽力くださった日本弁理士会研修所の皆様、そして熱心な研修態度・質問などクラス全体に刺激を与え続けて下さった研修生仲間の諸先生など、皆様に対して心からお礼申し上げます。

2. きっかけ

「特定侵害訴訟代理？ 訴訟までカバーしなくても…」と当初は考えていました。

ところが、某先輩弁理士は「僕は基礎研修を受けますよ。やっぱりやるべきですよ！」と熱心におっしゃるのです。

人の意見に影響されやすいのか、流行に敏感なのか。兎も角も、自身の予定には全くなかったのに、「まず、受けてみようかな。」と簡単に考えが変わりました。

加えて、知的財産部門の全員に対して、「事業に資する知的財産部門へと変わろう！」「業務改革を徹底しよう」「事業サイドに高品質の知的財産業務を提供しよう」「弁理士資格取得を奨励！」とかけ声を大にしているので、何かチャレンジせねば、との気持ちもありま

した。

さらに、自社の特許訴訟に特許担当者として関与したことはありますが、侵害訴訟の補佐人の経験は全くありません。ただ、特許異議事件の口頭審理や、特許無効審判などの審決取消訴訟を経験しつつも、きちんと判ってやっているわけではない、という不安を持っておりました。つまり、必要だと思っていた勉強をするには、良い機会だったのです。

それでも、試験を受けるのは好きではありませんから、昨年の特定侵害訴訟代理業務試験の直前には、合格の自信があるわけでもなく、こんなこと始めるのではなかったと思いました。

3. 基礎研修

楽しかったのは、まるで学生時代にタイムスリップしたような、教室の様子です。同期合格の先生達でしょうか？ 教室の後ろの席に陣取って、講義前や休み時間、ワイワイ議論しておられる。きっと、学生時代も、いつも教室の一番後ろの席でクラスに活気を与えていたのでは…。

驚いたのは、登録番号が7千台～9千台の始めのような先輩弁理士の先生方も多数参加されていたこと。また、出席率が極めて高かったことです。恐らく中頃から半減するのでは、という勝手な予想は簡単に外れました。

良かったのは、民法の講義も民事訴訟法の講義も判りやすい内容だったことです。民事訴訟法の講義に先立って、毎回、レジュメが配布されたことは、大変ありがたかった。学生時代にはこんなことなかったはずで、必死でノートをとるか、友達のノートをコピーしたものです。

日本大学の火・木コース、一回あたり3時間、全20回でしたが、身を入れて講義を聞いているつもりが、いつの間にか、意識不明の状況に何回も陥っておりました。仕事後は、やはりキツイです。

今、思い返して残念なことがあります。それは、講

義について行こう、講義の内容・目玉を理解しよう、ということで精一杯だったことです。つまり、特定の問題点を考えたり議論し合うまでには至らなかったことです。やはり、限られた時間の中で、予定する広範な内容・項目をカバーすることは、講師の先生自身がおっしゃるように、ハードなスケジュールです。そのような講義の中で演習時間をとるなんて、とんでもないことだったのでしょか。

今後、必要に応じて、弁理士会の研修の一環として、民法、民事訴訟法の研修が継続的に行われることを希望します。もちろん、自己研鑽も前提ですが。

4. 能力担保研修

基礎研修を終え、あっという間に春になりました。

チャレンジとして始めた以上、研修生数の制限があるとは聞いておりましたが、「先ず、能力担保研修の申し込みはしておこう！」と申し込みました。

「くじ運がない人」と常々自認しておりました。それなのに、抽選で受講が可能となりました。勝手な想像ですが、おそらく週末でなかったこと、つまり平日夜間コース（火・金）で申し込んだため、と思っています。

というのも、研修の当初、担当講師の弁護士の先生が自己紹介の時間を設けてくださいました。自己紹介では、抽選で研修を受けられることになったと話された研修生が結構おられました。基礎研修の場合に比べると、若手の先生が多く見受けられ、その方たちの熱意ある自己紹介に一寸圧倒されたり、また、この自己紹介の場で、既に補佐人として経験豊富な先生方の自信と使命感にあふれた信念をお聞きすると、それに比べて、自分の動機は不純かな、と思えたものです。

いずれにしろ、このような自己紹介の時間を設けていただいたことは、各研修生にとっても、研修の目的を再認識できる、という意味で意義深いものだったと思います。

クラスは、「抽選」で当たった方、補佐人や訴状作成の経験のない方、経験豊富で意欲と使命感に燃えた方、あるいは淡々と勉強される方、とそれぞれのスタンスで参加されていて、独特な雰囲気を作っていたように思います。クラス委員長、そしてクラス副委員長を務めてくださった先生方にお礼申し上げます。

やはり基礎研修に比べると、私も、能力担保研修に

対しては力が入りました。なんといっても、基礎研修より身近な話です。

講義は、弁護士による特許～不正競争防止法にわたる侵害訴訟の仕組み、侵害差止訴訟、法曹倫理や、裁判所による訴訟事務手続の解説などに関するものでした。講義のウェイトは、実務面での留意点に置かれていたように思います。講義に加え、演習・自宅起案があったのは、メリハリというか、ペースメーカーとなって非常に良かった。講師による自宅起案の講評は、講師がチェックした提出起案を各研修生に戻していただけるのではなく、講師が手元に集計した提出起案の問題点のリストに基づいて行なわれました。そのため、講師のコメントと自分の提出起案の写しとを照らし合わせながら、自分の起案はどこが悪く、あるいは良かったかを確認するわけです。痒いところを服の上から掻くような、一寸、物足りない印象を受けました。ただ、形式的なこととはともかく、訴状・答弁書・準備書面などの実質的内容部分に関して、この一つだけが正解ということはないはずです。いかに、裁判所に対し、自己の考えを論理的に、法的根拠に基づき伝える書面を作成するか、その肝心の考え方を指導いただいたと思います。技術系からなのか、起案に際して、技術的な側面に捕らわれがちで、技術的に細かい点に入り込みすぎる傾向があったように思います。この辺り、非常に参考になりました。

自身の場合、特許権（差止、損害賠償）、商標権、不正競争防止法に関する4件の事案のうち、やはり実務で担当しない商標権や不正競争防止法関係は、事案自体になかなかなじみませんでした。その上、講評の際、その論点が、しっくりと腑に落ちてこないのですから、困ったものです。普段の勉強がつつい特許に偏り、特許：商標が99：1程度と、商標などに対して非常に手薄であることを再確認しました。ちょっと情けないことなので、今後、商標などの割合を高めなければ、と思っています。

なんとか一回も欠席せずに、能力担保研修を最後までこなしました。最終回は、本当に「やれやれ」という気持ちでした。5月～6月は、弊社の定時株主総会に備えいろいろ準備があるわけですが、社内の皆さんにも大変助けていただきました。

幸いなことに、弁理士会館と勤務先のオフィスとは、徒歩で数分の距離です。大抵、研修後は会社に戻りま

した。交通の便もありますが、たまったメールの処理を済ませたりできました。

研修の中頃からか、「特定侵害訴訟代理業務試験」に関して、試験の時期、時間、内容などが話題に登り始め、嫌でも、クラスの気分は、試験に向け高まっています。もっとも、私自身は、弁理士試験受験時と比較すると、実感が湧かない状態でした。今、思い起こしてみると、会社の件がいろいろあったから。8月はともかく、9月は上期決算（中間決算）の準備などに入ります。

5. 特定侵害訴訟代理業務試験

試験に備え、日本弁理士協同組合主催の模擬試験に参加しました。その他の模擬試験なども申し込みはしましたが、これらと仕事とがかち合って、結局参加できずにいました。従って、お台場ビッグサイトでの模擬試験は是非行かねば、と日程調整を頑張りました。模擬試験を受けておいて、本番に備えられたという意味で、非常に良かったと思います。雰囲気、問題内容、解答作成の時間配分など、経験してみないと予想が付かなかっただけでしょう。実際、模擬試験では、時間配分が上手くできませんでした。事例は、機械分野の特許で、それだけで化学分野の私は抵抗感を持ってしまいます。しかも、解答用紙の記載配分も悪く、解答用紙が少し不足しそうになるくらいでした。おそらく、本番でも、化学の事例が出題されるはずがない、不安だけでも、心構えができます。

さて、10月26日の試験当日は、模擬試験での経験を踏まえ、付箋や蛍光マーカー、そして昼食にペットボトルなどと、知識以外は完璧に準備して会場に向かいました。

同じ試験会場の教室には、一緒に弁理士試験の勉強をした先生や、基礎研修、能力担保研修などで一緒に勉強した先生などが散見されました。そして、知り合いの顔を発見するたび、嬉しい心強い気持ちになります。よし、元気が出てきた！机の上に、筆記用具、腕時計と一緒に、持参した付箋や蛍光マーカーも綺麗に並べました。

試験開始前に配布された分厚い貸与法文を見て、「付

箋」は正解だったとニヤリと喜んでいると、なんと、「付箋も蛍光マーカーも使用禁止！」との注意です。「そんな！」

午前の部は特許権侵害訴訟についての答弁書作成と小問、技術分野は機械です。3時間あるのだから、まず事案の状況を正確に把握しよう、と30分以上は内容理解にかけました。次に、問題の、請求の趣旨に対する答弁、請求の原因に対する答弁、被告の主張の内容などに関して、それぞれ何を記載すべきか、時間内に纏められるか、それらのポイントを配布されたメモ用紙に纏めて行きました。時計を見ながら、小問の解答ポイントも押さえて、結局書き出したのは試験終了時間を1時間余り残した時間ぐらいからでした。見直す時間の猶予もとれた時間配分ができて、ホッとしました。

午後の部は、予想通り商標権侵害訴訟の訴状作成です。小問は、訴えの変更などに関するものでした。

試験を終わって見直してみると、拙いなという点がいくつも気になりました。おそらく、他の受験生はもっと上手に解答しているように思えたからです。

6. 終わりに

試験結果発表当日は、気になりつつも慌しい一日で、パテント誌原稿執筆の打診を受けて初めて合格したことが判りました。予想外の嬉しさで、この素晴らしいニュースを伝えてくださった編集委員の方の打診をお断りできるわけがありません。今、原稿を書きながら、その軽率さを後悔しております。

振り返ってみると、今回の試験の意義は、お蔭様で合格できたことはもちろんですが、久しぶりに弁理士に関連してチャレンジして成果が得られたこと、それを先ず一番に挙げることができます。

二番目に、丁度、弁理士試験に合格したときのように、あのスタートラインに立った気分を今味わっていることです。基礎研修、能力担保研修を受講し、この試験を受けてみると、なおさら民法や民事訴訟法を良く判っていないという自身の微力さが見えてきます。

今後も、従来業務を確実にこなすとともに、来るべき特定侵害訴訟代理業務に備えて、益々研鑽を積んでゆきたいと思います。

名古屋クラスの能力担保研修を受講して

会員（研修生・名古屋会場） 岩倉 民芳

1. はじめに

名古屋での能力担保研修は1クラス60名の構成で行われ、クラス委員長のすばらしいリードもあって、一人の脱落者もなく全員が修了しました。私もその中の一人ではありますが、けっして、楽な道のりではありませんでした。本稿では、拙い私の経験ではありますが、能力担保研修受講の準備段階から受験までを振り返りたいと思います。



2. 研修受講の動機

私のこれまでの侵害訴訟実務の経験は、補佐人を務めたことが1回という非常に乏しいものです。しかし、百聞一見に如かずといわれるように、実際に弁護士さんと打合せを行ったり裁判所に行ったりすることによって、非常に多くのことを学ぶことができました（ただし、今回の研修等によって訴訟実務を基礎から勉強する機会を経た後に振り返ると、単に表面的にしか学んでいなかった部分もたくさんあったことを思い知りましたが）。また、この事件は、自社出願でクライアントが作成した明細書に基づく特許に関するものであり、私も訴訟の際に初めてその特許の内容に触れました。訴訟代理人である弁護士さんとの打合せを行った際には、特許制度、あるいは発明の内容等については、弁護士さんよりも弁理士の方が少し理解度が高いのではないかと感じることもしばしばありました。また、時代背景としてプロパテントが叫ばれ、知的財産権侵害の訴訟が増え続けている状況を考えれば、近い将来に、今よりも多くの弁理士が訴訟手続において中心的に活躍する日も来るのではないかという思いもよぎりました。そして、自分も将来このような知的財産権侵害訴訟の場において活躍できれば、それもすばらしいことであると感じました。

ただ、私が研修受講を希望したのは、必要に迫られて絶対に訴訟代理権を手に入れたいからではなく、将来役に立つかもしれないという程度の比較的安易な気持ちからでした。また、望んでも抽選で落ちるということも考えられましたから、とりあえず研修の参加に応

募して、参加資格が与えられたら一応がんばってみようと思いました。

応募に対する抽選結果が発表されると、運よく私も研修に参加できることがわかりました。しかし、この抽選では、弁理士会の要職を歴任され、この能力担保研修の実現に尽力された経験豊富で最も訴訟代理権を必要とされているような先生方が落選するという結果になったことを知りました。これはいい加減な態度で臨むわけにはいかないなと感じました。

この時点で我に返ると、自分は、前年に行われた基礎研修への参加を見送っていましたし、その他にこれといって民法等の勉強を特別にしたこともありませんでした。そのため、研修の前提とされる民法及び民訴法の基礎知識を持っている人が対象という要件から完全に外れていることに気がつきました。勿論、応募の際には、基礎研修のビデオテープを購入して研修開始までに一定の基礎学習をやろうと決めて弁理士会に注文していました。しかし、売り切れで少し待ちの状態もあり、冷や汗が出る感じでした。

3. 研修受講までの自主学习

基礎研修のビデオが弁理士会から届いてから、現時点でのハンデを取り戻すべく、ビデオによる自主学习を遅れ馳せながら開始しました。

まずは、民法を学ぶことが重要と考え、民法のビデオを見はじめました。ビデオによる自宅での学習を行うのは初めてでしたが、新鮮な感じがし、時間に制約されず好きなときにやれるので非常にいいものだなあと思いました。しかしながら、こう思ったのは最初のうちだけでした。最初の1本か2本は比較的スムーズにこなしたのですが、段々とペースが遅くなり、実務も多忙を極めたので、結局、5月の能力担保研修開始までに民法を終えることができず、ましてや民訴法のビデオには全く手をつけることができませんでした。

また、ビデオ学習の他に、民法、民訴法の教科書を、主に通勤途中の電車の中で読むことも行いました。実は、これも非常につらくて、目を開け続けることができないことが多々ありました。

4. 研修期間中

上記のような準備不足のまま、能力担保研修が始まってしまいました。名古屋の能力担保研修は、5月

15日（木）から9月4日（木）までの盆休みを除いた期間、毎週木曜日の17時30分から20時40分の時間帯に行われました。

毎週1回というのは名古屋クラスだけのようでしたが、私個人としては、隔週よりもペースを掴みやすく、また、毎週木曜日の夕方には予定を入れることができないということを常に覚えておくことができたのでダブルブッキングを確実に防止できました。また、このような理由から、名古屋クラスは一人の脱落者もなく研修を終えることができたのではないかと思います。

さて、実体的な研修が5月15日から始まったのですが、これが非常に度肝を抜くものでした。

まず、この研修は、民法と民訴法の基礎を学んだ者が受けるものである。未だ基礎を習得していない者は、今からでもしっかりと学んで欲しい。侵害訴訟代理は、民法、民訴法を十分に習得した者が行うものだ、という趣旨の洗礼があったように思います。そして、最初の講義から、受講者に難しい質問が投げかけられ、指名された者が四苦八苦しながら答える場面がしばしばありました。他の人が指名されたときに、私自身も質問に対する答えを考えましたが、正しい答えを思い出すことが少なかったように記憶しております。

基礎知識の十分でない私は、とにかく、講義をしっかりと聞くことに努めて新しい言葉や概念を覚えつつ、自宅では、前述したビデオを用いて後追いの形で基礎学習を続けました。計画では、少なくとも自宅起案が始まるまでには基礎学習を終えようと考えました。しかし、このビデオ学習の辛さは、研修の残り日数とビデオの残り本数を数えるごとに大きくなり、それがプレッシャーとして常にのしかかっていました。

能力担保研修では、侵害訴訟の仕組み、差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟、その他の訴訟実務に関する講義を受けました。これらの講義は、非常に多くの内容が色濃く記載された分厚いテキストを基に、ハイペースで進められました。また講義は、科目毎に異なる複数の弁護士の先生によって行われました。これらの講義をお聞きして感じたのは、それぞれの法律の解釈や、実務のやり方が、個々の先生によって多少異なっているという点です。弁理士の世界でも、法律の解釈が弁理士毎に異なる場合もありますし、明細書の書き方、補正の方法等の実務のやり方が個々の弁理士によって異なっていることもありますので、同様のことが訴訟代理

の場面で存在してもおかしくないなと思いました。そして、複数の弁護士さんのいろいろな考え方やノウハウに触れることができたこともプラスであると感じました。

上記の主な講義を受けた後は、実際に訴状や答弁書を自宅で作成して提出するという自宅起案が4回ありました。

この自宅起案を実際にまじめにこなし、その内容を何度も検討することが一番の勉強になったように思います。しかし自宅起案は非常に大きな負担でした。私に限らず弁理士として業務を続けている方にとっては、実際にクライアントの役に立つ書類を作る場合には、いわゆる使命感や責任感が働き、比較的速やかに事を進めることができるのではないのでしょうか。しかし、この自宅起案自体は、他の誰の役にも立たない、自分の勉強のためにしかならない、世の中の何の役にも立たない書類ですので、自ずと後回しになってしまいます。実務で忙しいときには、期限ぎりぎりのタイミングで徹夜に近い状態で仕上げた方も多かったのではないのでしょうか。いずれにしても、4回の自宅起案は、かなりの時間を使って行ったように思います。

この自宅起案について残念であったのは、作成した起案に対して添削が無く、また、模範解答等が全く提示されなかったもので、講評をお聞きしても自分の作った起案の善し悪しははっきりしないことでした。模範解答を講師が示すことに様々な問題があることは理解できますが、せめて、受講生が作った起案のうち優秀であったものを複数選択し、匿名で提示してもらう等の措置があってもよかったのではないかと思います。

すべての講義と自宅起案が終了した9月4日（木）には、何とかすべての講義に出席することができたことの安堵感がありました。しかし、後に控えている試験のことを考えると、けっして解放された気持ちにはなれませんでした。なお、この時点で、基礎研修のビデオは、民法についてはすべて終了していましたが、民訴法はあと3本残っていました。この残りはフウフウいいながらも一応9月中に消化して、本来先にやるべき最低限の基礎学習を少なくとも形式上はこなした状態に持っていきました。

9月6日（土）には、ホテルキャッスルプラザで研修の修了式があり、わざわざ名古屋にお越し頂いた研修所所長から試験に向けてしっかりと勉強するよう激励の言葉をいただいたように記憶しております。

5. 研修終了から受験まで

能力担保研修が終わって約1年半後には、本試験が控えています。ついこの間まで、他の受講生の方々と毎週顔を合わせていたのがぷつりと途絶え、これが不安な気持ちをあおりました。どうも、研修期間中は、自分と同じようなレベルの方たち（実際には私よりも格段にレベルの高い方が多かったかもしれませんが）と休み時間などに話をして情報交換することによって、安心を得ていたように思います。

研修終了後には、判例研究などを行う個人的なグループでの試験用の勉強会に参加させてもらったのが非常に有効でした。この勉強会では、グループに属する弁護士さんに講師になって頂き、民法や民訴法の基礎的な理解を深めるための問題を考えてもらって、その問題に対する解答を各自で検討しておき、勉強会の席では弁護士さんをアドバイザーとしながらみんなで議論をするという形式でした。この勉強会では、普段疑問に思っていた法律解釈、あるいは実務上の疑問点などを弁護士さんからわかりやすく解説してもらえた点が非常に良かったと思います。また、この勉強会では、各自が提出した自宅起案を持ち寄って検討したこともあり、これも答案作成する際の自分の欠点などを認識することができ、大変役に立ったと思います。

また、研修終了から受験までの間で最も有効であったのは、やはり、2度の模擬答練でした。模擬答練は、協同組合主催のものと会派主催のものがあり、いずれも、実際に所定の時間内に答弁書あるいは訴状を起案するというものでした。これらは、上述した能力担保研修中の自宅起案を一応まじめにこなしていたことが幸いしたのか、それなりに手応えがある解答が書けたように思いました。しかし、解説をお聞きした際には、考え方がおかしいところや、項目として足りないところなどがあり、自分の実力がまだまだであることを再認識させられました。

また、この模擬答練においては、いずれも参考解答をいただき、それに沿った具体的で理解しやすい解説がありました。

6. 本試験

本試験は、大阪会場を選択しました。名古屋からは無理をすれば会場まで日帰りで行くこともできますが、やはり大事を取って前日に宿泊することにしました。

宿泊場所は、前述した勉強会のメンバーにお願いして予約してもらいました。現地では大した勉強ができないと思いつつも、テキスト類と自宅起案や模擬答練の資料を鞆に詰められるだけ詰めて、前日の夕方に大阪に入りました。

今回の試験はその開催が第1回目のものであり、あまり突飛な問題は出ないだろうと予想していました。そして、メインの問題である起案問題としては、特許の答弁書と、商標と不正競争防止法とが絡んだ訴状とが出されるのではないかと考えていました。これは、私に限らず、ほとんどの受験者が、これまでの4回の自宅起案の内容と2回の模擬答練の内容から、そのように予想していたのではないかと思います。私は、前日には、特許の場合の答弁書と、商標及び不正競争の場合の訴状の作成ポイントをあらためて確認することと、一応それ以外の場合の要件事実、考えられる抗弁事由などを確認したように思います。ただ、前日ですので、いずれも全体にざっと見る程度でした。

一番不安に思ったのは、やはり民法と民訴法の小問対策でした。小問に関しては、能力担保研修や模擬答練ではほとんど触れられておらず、公の情報としては唯一会派の小問予想問題が出されていただけでした。そのため、一体どんな問題が出るのか予想することができませんでした。そこで、前日には、小問予想問題と、上述した個人的な勉強会での資料を、これもざっと全体を見る程度に行いました。

試験当日は、弁理士試験を受けた当時ほどではありませんが、適度な緊張感を持って試験に臨みました。

午前中の試験では、起案問題はやはり予想通り特許の答弁書に関するものでした。しかしながら、その内容は、書誌的なことはほとんど書かさず、答弁の内容に特化したものでした。また、前提となる事実を検討していくと、これまでの自宅起案や模擬答練の場合よりも複雑で、私にとっては短時間で結論を出すには非常に困難な問題でした。また、答弁書は、認否の判断によって書く内容が変わってくると思うのですが、認めるべきか否認すべきかの結論を出すに当たって、技術的にある程度深く検討しないといけない点が多く、それに多くの時間を費やしたように思います。また、後から認否の判断を逆転させて横線を引いて書き直したところも多かったように思います。そのため、3時間という試験時間のうち、2時間半ほどを起案問題に

費やしてしまい、小問を行う時間はたった30分ほどしか残りませんでした。

小問は2問あり、その1問目が債権譲渡の問題でした。この問題は、事前に予想された問題の一つですが、大きな勘違いをして間違った解答をしてしまいました。時間があって冷静に問題を読み返せばできたであろうことを考えると、試験後には時間配分の失敗と冷静さを欠いていた自分を責めるしかありませんでした。

午後の試験では、午前中の失敗を反省し、最初に小問をある程度頭の中で検討してから起案の問題に取りかかりました。また、起案の問題をできる限り早く終えることにも努めました。その結果、1時間半くらいで起案問題を一応終え、小問をゆっくりと行うことができました。

私の試験結果を総じて自己判定すると、やはり、午前中の小問1つは完全に間違っておりこれには点がつかない、また、午前中の起案問題は、書き直した部分が多く見た目が汚い回答になっており、心証が非常に悪いのではないかとも思われました。その他の問題は、少なくとも少しくらいは得点を得ることができるが、

合格レベルかどうかは全く感触がつかめないという感じでした。これは、弁理士試験の時のような試験慣れ(?)していないせいもあったと思います。幸運にも試験結果は合格でした。

7. さいごに

能力担保研修を受講するというテーマでの原稿依頼があり、比較的安易に受けてしまったことを少し後悔しながら筆を進めてきました。私よりも適切な方が多数ほかにおられるのに、私がこのような原稿を仕上げることに對して少し抵抗もありました。しかし、私の拙い経験であっても、これから能力担保研修を受けて試験を受けようとする方々にほんの少しでもお役に立つならばそれは幸いなことだと思います。

最後に、私が能力担保研修を1回も休むことなく修了することができたことは、クラス委員長をはじめとする同じ受講生の方々、勉強会のメンバーの方々、事務所の方々、家族、その他の多くの方のご理解とご協力があったからこそであり、この書面をお借りしましてお礼を申し上げます。

特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修を受講して

会員（研修生；中国・四国会場） 森 寿夫

1. はじめに

昨年12月25日、平成15年度の特定侵害訴訟代理業務試験の合格発表が行われ、合格者として553名の氏名が公表されました。10月26日に行われた試験の受験者は804名だったそうですから、合格率は68.8%ということになります。

この合格率については、受験生をはじめ、講師や試験委員を務められた方、他の士業の方など各々の立場によって感じ方が異なると思いますが、私個人としては、当初予想された数字からは思いのほか低率であったものの、受験後の実感からは思いのほか高率であったという感想でした。つまり、いわゆる能力担保研修を修了して試験に臨むまでは9割以上、修了受験者ほぼ全員の合格すら期待していたところ、試験終了後に



(私も含めて) 周りから聞こえてくる出来具合の感想からすれば、合格者は半分以下となるかもしれないとの危惧さえ抱いていたからです。

このように、受験の前後で予想合格率が大きく変動した理由としては、いわゆる付記弁理士制度ができて最初の試験であったこともさることながら、能力担保研修のあり方にも問題があったように思います。もちろん、講師の先生方におかれましては、テキストの作成に始まり、数回に亘る講師間会議や独自にいただいた事前準備など、私どもの研修のために費やして頂いた時間・労力は相当なものでしたし、受講生側においても民法・民事訴訟法に関するいわゆる基礎研修を含めると、ほぼ1年間の長きに亘って努力してきたわけですから、受講修了までの過程において大きな問題があったとは思いません。

それでは、何が問題だったのでしょうか。日本弁理士会研修所の能力担保部会委員や中国・四国クラス委員の一人として研修の企画・運営に携わってきた立場から、研修自体を振り返って少々反省を試みるとともに、次年度対策について考えてみたいと思います。

2. 能力担保研修の概要

能力担保研修のカリキュラムについては、日本弁理士会研修所からのアナウンスや受講者からの情報等により周知かとは思いますが、私が受講した中国・四国クラスは、他の東京クラス等に比べるとやや特異なクラスでしたので、簡単にご紹介しておきます。

東京9クラス、大阪4クラス、名古屋1クラスの都市圏会場とは別に、地方において1クラスのみ設置された「中国・四国クラス」は、大阪クラスとの合同受講となった裁判所講義を除き、岡山市（計5回）と広島市（計2回）に講義会場を設定したクラスでした。付記弁理士制度新設を定めた法律案が参議院本会議を通過する際の附帯決議に「地方の弁理士が受講しやすくするための環境整備に務めること」が明記されたことや、同法案が衆議院本会議で可決された際にも能力担保研修の「実施について、弁理士の更なる地域偏在を助長することのないよう配慮することに適切な措置を講ずべき」と明記されたことを追い風に、当時の中国・四国部会長から弁理士会会長に宛てた要望が採用され、唯一の地方会場として設置されたことは、弁理士会その他において今後の施策を検討いただくときの大きな実績となるでしょうから、地方在住弁理士にとって極めて有意義だったと思います。

さて、ご承知のように、中国・四国部会員は中国5県と四国4県に数名ずつ点在していますし、中国・四国クラスの受講生定員が、中国・四国部会に所属する弁理士の総人数に匹敵する50名に設定されたことに照らせば、中国・四国部会員のみならず九州や大阪近辺から参加される受講生も予測されました。そこで、クラス受講生の交通の便にも配慮して、第2回目と第3回目は土日の2日間連続講義とし、土曜日午後から3コマ（1コマは1時間30分）、日曜日午前から3コマの計6コマずつを実施したほか、第1回目と第7回目は各4コマずつを実施して、研修全体が集中講義的なカリキュラムとして設計されました。他の東京クラス等がそうであったように、1コマ又は2コマを特定の曜日毎に分散して毎週定期的に行われる研修も、それはそれ、研修期間中の生活に一定のリズムが得られて結構かと思いますが、集中研修としたことで受講中の緊張感が高まりましたし、毎回長時間に亘って顔を合わせるために同じクラスの受講生同士の親睦が図られたこともプラス効果でした。

クラス受講生の親睦という意味では、クラス委員長発案によるメーリングリストを活用した連絡網も有益だったと思います。懇親会の案内やその出欠確認といった事務的連絡のみならず、各講義毎に受講生の感想をアンケートとして集計したり、全4回の提出が義務づけられた自宅起案（いわゆる宿題です）がテキストファイルやPDFファイル化されたクラス文集として希望者にメール配信されました。自宅起案に関しては講師陣側から模範答案等は示されませんでしたので、同じクラスの他の受講生がどの程度書き込んでいるのか、自分の起案と比較してどこが違うのか、といった比較検討材料を入手できたわけです。

自宅起案は、仮想事案に即した訴状や答弁書を実際に作成する実践的な演習として位置づけられるものでしたが、各回とも完成までに想像以上の時間を要し、提出直前まで悪戦苦闘をしたにもかかわらず、あれもこれもと落としてしまった項目の多さに愕然とさせられたり、他の受講生の起案に見られた表現のうまさや立証の工夫に感心させられました。

一方、講義をご担当いただいた講師の先生方は、地元だけでは専任講師の確保が困難だったことから、主として大阪クラスの担当講師の方々に1週後れの掛け持ち講義をお願いしました。そのため、いずれも知財分野での訴訟経験豊富な弁護士の方ばかりにご担当いただくことができ、各先生毎に個性に富んだお話が聞けましたので、最大1日4コマ計6時間の受講も全く苦にならず、新鮮な緊張感を保ったまま受講することができたと思います。

ただ、各講義全体に共通することではありますが、とくに意匠権侵害に関する講義時間が他法の講義時間に比して極端に短い1コマのみであり、また、意匠権侵害については自宅起案の対象にもなっていなかったために、意匠権侵害担当講師の先生におかれましては他の講師の方以上に言い足りなさが残られたようでした。

3. 研修と試験の乖離

能力担保研修では、まずはじめに、特許権侵害訴訟の提起から判決までの訴訟手続をドラマ仕立てにまとめられたビデオが上映されました。出演者は講師を務められた弁護士の先生方等でしたが、スタジオで撮影されたというそのビデオの出来映えは素晴らしく、訴訟の一通りの流れをビジュアルに理解するには好適な

教材でした。このビデオに沿って訴訟の仕組みが解説された後、差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求といった訴訟類型の解説があり、更に、商標権、意匠権、不正競争防止法など特許権と比較した固有の問題点について解説いただくといったカリキュラムは、計45時間という短い研修の枠組みにあっては、よく練られた内容設定だったと思います。

ところが、試験では、小問ではありますが、午前前で問われた特許権侵害訴訟の答弁事例において債権譲渡（民法467条1項）に関する問題が、午後で問われた商標権侵害訴訟（不正競争行為の差止含む）の訴状作成事例において訴えの変更（民事訴訟法143条）及び不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法724条）に関する問題が出題されました。

もとより、民法と民事訴訟法の基礎知識については、大学等で実施される基礎研修などを利用した自己研鑽により修得したうえで能力担保研修に臨むようアナウンスされていたわけですが、講師の先生方による感想や受講生に対するクラスアンケート結果等を総合しますと、（私を含め）現実には受講生の半数近くが「修得」と言うには程遠い状況にあったのではないかと思います。試験が近づき、どうやら民法・民事訴訟法についての知識の修得度合いを問う出題がなされるらしいということで、慌てて復習をした受講生も多かったのではないのでしょうか。合格発表後に聞き及んだところでは、小問2問とも満足に解答できていなかった受講生は合格していないようですから、小問の出来如何が合否を分けたとも言えそうです。

また、パソコンによる文書作成に慣れきった身体（頭と手の両方）で筆記試験に臨むことは、覚悟していた以上にその切り替えが難しく、仮に講義テキストからの転記や切り張り等を多用して自宅起案を仕上げるにしても、パソコンを使う前に（後でもいいのですが）、実際に手を動かして書いてみる作業が必要だったようです。

4. 今後の研修において改善すべき点

計45時間という研修の枠組み自体について議論することになりますと、当然ながら、それでは時間的に不十分ではないかという結論に達することは明らかです。特に、司法書士が簡易裁判所における訴訟等の代理人として活動するために行われている特別研修が「中央発信講義」として12時間、「グループ研修」として42時間、

「ゼミナール」として12時間、「実務研修」として16時間、「模擬裁判」として16時間、さらに「総合講義」として2時間の総計100時間に亘って実施されていることに比すれば、議論するまでもありません。

しかしながら、合格後に与えられる共同訴訟代理人資格のもつ責任の重さに照らせば、強制受講時間を幾ら増やしても十分満足ということはあり得ないわけですから、むしろ、強制受講時間は計45時間にとどめ、時間の足りない部分は各人の自己研鑽に委ねることを前提とした現在研修のあり方は間違っていないと思います。

問題は、やはり「自己研鑽」にあるのではないのでしょうか。

例えば、今回の能力担保研修において自己研鑽と位置づけられた自宅起案は前述のように計4回の提出を義務づけられていましたが、中国・四国クラスではカリキュラム設計がまずく（実は、私も設計者の一人でした）、第1回目の自宅起案に対する講評講義を受ける時点では、既に第3回目までの自宅起案が提出されている状態でした。起案1提出～講評～反省～起案2提出～講評～反省……という反復演習が行われてこそ所期の効果が得られることになりましょうから、カリキュラム設計には大いに改善の余地があります。研修後の試験のみならず、実際の訴訟事件においても起案がメインとなることに鑑みれば、自宅起案を単なる宿題的な位置づけとしてしまった点は反省すべきであり、より一層の活用を図るべきと思います。

また、自宅起案の講評は、参考答案を示さないという方針で行われましたが、叩き台となるものが全く示されないままでは、どの程度書き込む必要があるのか具体的なイメージを掴むことが難しく、自分の弱点がどこにあるのか認識することも難しかったと思います（これらの点については、現在の日本弁理士会研修所能力担保研修部等において次年度以降の改善が提案されています）。

更に、民法・民事訴訟法の基礎知識習得の必要性については当初から指摘されてきたところですし、能力担保研修が、受講前に民法等の基礎知識を習得していることを前提としている以上（そのために事前の基礎研修が設けられていたわけですが）、もはや能力担保研修のなかで検討すべき課題ではないかも知れませんが、訴訟手続において行われる民事訴訟固有の手続き（例えば、今回問われた訴えの変更など）については、別

途課題として自習させレポート提出させるとか、少人数毎のグループゼミ等を設置して演習を行うといった方法も検討の価値がありそうです。

今年の試験をみるかぎり、「効果確認試験」という言葉から身勝手に想像していた内容とは異なり、今後とも即時起案的な能力が試されることになりそうですが、提供される正規の能力担保研修カリキュラムには限界がありますから、弁護士協同組合等により開催される模擬試験を積極的に受験するなど、各受講生自身で適宜手当をしていく必要があります。

5. おわりに

合格発表後に統計を試みたところでは、驚くべきことに、侵害訴訟補佐人経験の豊富なベテラン弁護士ほど合格率が低く、補佐人経験のない若手弁護士ほど合格率が高いという話もありました。結局、言い古されたところですが、試験の合否と実務能力は必ずしも比例しない、ということかも知れません。

思いがけずも合格発表者リストにお名前を見つけれなかった同期受験生には、知識・経験とも豊富で、クラスをリードするベテランとして尊敬されているばかりか、講師を務められた弁護士の先生方からも高い信頼を得ていらっしゃる方々も多く、わずか1回の試験によって「特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を有するかどうかを判定する」（試験の基本方針より）ことの難しさを考えさせられました。

不本意な結果に終わった受験生は、来年こそとリベンジを誓って次回試験までの時間を努力され、必ずや次回試験に合格されることと思います。そして、同じ侵害訴訟のステージに立ったとき、果たしてクライアントの期待に応え、パートナー弁護士の信頼と裁判所の高い評価を得られるのは誰か……。 「能力担保研修」とは、修了した一時期の強制研修のことを意味するのではなく、今後も弁護士である限り続く自己研鑽の途を意味するのかも知れません。

研修所 REPORT.6

研修所開設 25 周年記念事業 付記された弁護士誕生記念事業

記念講演会、記念式典・記念祝賀会（新年賀詞交歓会）終了報告

日本弁護士会 研修所副所長 伊藤 高英
研修所開設 25 周年記念事業実行委員 打揚 洋次

去る1月28日(水)、標記記念行事として、記念講演会、記念式典と記念祝賀会(新年賀詞交歓会)を東京国際フォーラムで開催しました。記念講演会には弁護士126名、一般の方224名を含め391名にご参加いただき、記念祝賀会には371名の方々にご参加いただくことができました。

記念講演会は基調講演とパネルディスカッションの2部構成で行われました。

第1部では、3名の講師による基調講演Ⅰ～Ⅲが行われました。基調講演Ⅰは「イノベーションを創出する大学の知的財産戦略」と題して、大阪大学先端科学技術共同センター長である村上孝三教授により、産学官の連携や大学の法人化に伴う教職員の発明の帰属などの、大学を取り巻く現状についての講演が行なわれました。

基調講演Ⅱは「職務上の創作をめぐる諸問題」と題



パネルディスカッション

して、大阪大学大学院法学研究科の茶園成樹教授により、職務発明や職務著作についての問題点を多面的な観点から考察する講演が行なわれました。

基調講演Ⅲでは「ユビキタス情報化社会へ向けた知財戦略」と題して、株式会社日立製作所デジタルメディア開発本部部長の大塚康男氏により、企業における開発プロセスに基づき、諸外国に対してユビキタス分野での主導権を我が国が握るためには、知財戦略がいかに重要で主役となるべきであるかという講演が行なわれました。

第2部のパネルディスカッションでは、コーディネーターである東京大学先端科学技術センターの渡部俊也教授のほか、東京大学大学院の片岡一則教授、独立行政法人産業技術総合研究所研究部門長の横山浩氏、株式会社豊田中央研究所第一特別研究室長の多賀康訓氏、株式会社バイオ・ナノテック・リサーチ・インスティテュート研究所長の中根堯氏、井上一会員の5名のパネラーによって、ナノテクノロジーについての現状および将来性、またそれらと産業財産権との関わり合いについて意見交換が行なわれました。

第1部および第2部共に大変充実した内容でしたが、第1部の基調講演の終了時間が若干遅くなり、第2部のパネルディスカッションの時間が少し短くなったのが残念でした。しかし、会場となった東京フォーラムホールCにお越し頂いた来場者の皆さんには、最後まで真剣に基調講演やパネルディスカッションを聞いて頂くことができ、満足していただけた内容であったと思います。

記念式典においては、日本弁理士会下坂会長の挨拶の後、会長から感謝状の贈呈、受賞者代表として能力担保研修講師の牧野利秋弁護士から能力担保研修を終えての所感をいただき、それに引き続き、特定侵害訴訟代理業務試験合格者代表として原田信市会員から研修と試験を受講生の立場から振り返っていただきました。牧野利秋弁護士の所感は、付記を受けた弁理士に対する期待と激励を込めたものであり、出席した弁理士は厳粛に拝聴しておりました。原田信市会員は、付記を受けた弁理士としての新たな決意表明とこれまでにご尽力いただいた関係各位に対する感謝を申しあげるものでありました。

受賞者を代表して感謝状の贈呈を受けた方々は、能力担保研修講師功労牧野利秋弁護士、義務研修講師功労松尾和子弁護士、倫理研修講師功労木下實三会員、研修講師功労小谷悦司会員、歴代研修所長功労小山欽造会員の5名です。そして、研修所村木清司所長から初の試みとなるこの能力担保研修および付記された弁理士誕生について総括のお話しをいただき式典を無事に終えました。

続いて行われた記念祝賀会においては、下坂会長挨拶の後、特許庁今井康夫長官、内閣官房知的財産戦略推進事務局小島康壽次長、東京高等裁判所第6民事部山下和明判事の3名からご来賓の挨拶をいただき、鏡開き、乾杯へと進みました。閉会の挨拶では研修担当大西正悟副会長から挨拶をいただきました。歓談中においては、記念講演会より引き続きに参加された方、新たに参加された方を含めて、研修所開設25周年を祝うとともに、賀詞交換も行い、更に能力担保研修における講師および受講生の間の思い出話や将来展望等の話の輪があちこちで見受けられ、楽しいひとときを過ごしておられました。



記念式典・記念祝賀会